

第13回千葉県新型コロナウイルス感染症対策連絡会議 専門部会 概要

1 日時 令和2年12月1日（火）18：00～20：25

2 場所 千葉県庁本庁舎5階 特別会議室

3 委員（敬称略・外部委員につき五十音順）

猪狩 英俊	千葉大学医学部附属病院 感染制御部長
入江 康文	公益社団法人千葉県医師会 会長
亀田 信介	一般社団法人日本病院会千葉県支部 支部長
神山 潤	東京ベイ・浦安市川医療センター 管理者
小森 功夫	松戸市立総合医療センター 副院長
眞田 範行	千葉県弁護士会 会長
角南 勝介	成田赤十字病院 病院長
寺口 恵子	公益社団法人千葉県看護協会 会長
中村 朗	総合病院国保旭中央病院 院長補佐
西牟田 敏之	公益社団法人千葉県医師会 公衆衛生担当理事
馳 亮太	成田赤十字病院 感染症科部長
宮崎 勝	国際医療福祉大学成田病院 病院長
山本 修一	千葉大学 副学長
石川 秀一郎	千葉県衛生研究所 所長
杉戸 一寿	千葉県保健所長会 会長
山崎 晋一郎	千葉県病院局長

4 関係機関等

風戸 一彦	千葉市保健福祉局 医療政策課 課長
筒井 勝	船橋市保健所 所長
戸来 小太郎	柏市保健所 保健予防課 課長
広木 修一	柏市保健所 保健予防課 専門監

松本 尚	千葉県災害医療コーディネーター
吉村 健佑	千葉大学医学部附属病院次世代医療構想センター センター長

5 県側出席者

石出 広	健康福祉部 次長
内田 信	健康福祉部 参事
久保 秀一	健康危機対策監
横田 裕之	健康福祉政策課 副参事
大野 義弘	健康づくり支援課長
舘岡 聰	疾病対策課長
田村 圭	医療整備課長
菅沼 秀樹	医療整備課 副参事
菅沢 淳一	衛生指導課長

6 議題に係る主な意見等

○ 自宅療養の目安について

- ・ 現場感覚だと、若くても肥満の場合、急に症状が悪化する例がある。肥満も基礎疾患の一つとして、入院の対象者としてよいのではないか。
- ・ 肥満については、BMI 30以上が一つの基準となりえるのではないか。

○入院適応について

- ・ 幸いにして、千葉県は現在、重症者が少ない。この数だけ見ると、フェーズ4への移行は今すぐではない気もする。しかし、そうだからと言って、入院勧告できる人（指定令※1第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象として示される者。具体的には、65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者等）を全て入院させていると、あっという間に病床がなくなってしまう。

そうすると、今の段階から医師が臨床上、入院を必要とする人のみ、入院という対応にしていけないといけないのではないか。

- ・ 今後、最悪の状況になってから準備するのでは遅い。医学的に安全な人を入院させることはやめた方がよい。また、今から在宅医療を行うやる気のある先生を巻き込んで、準備をすると効果的ではないか。都市部は在宅医療を行う医師が多いので、連携するとうまくいくと思われる。
- ・ 11月22日付けの厚生労働省の事務連絡※2では、「病床がひっ迫した場合」には、入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ宿泊療養施設（適切な場合は在宅療養）において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱いとして差支えないこと」とされている。

この、「病床がひっ迫した場合」というところを解釈して、現状、既にひっ迫していると捉えて、前倒しの運用をすればよいのではないか。

- ・ 11月22日付けの厚生労働省の事務連絡で、「病床がひっ迫する」状況をどう解釈するかがポイント。この事務連絡の「病床がひっ迫する場合」を「ひっ迫する可能性」と捉えてよいかということになる。そして、

その判断を県が行ってよいか、という問題がある。私見としては、ひっ迫は県で判断でき、前倒しが可能ではないかと思われる。

○ 入院適応の判断について

- ・ ホテルでの医療支援をしているが、20代、30代はホテル療養の支援は必要ないと思う。自宅療養でよいと思う。
- ・ 70歳以上の方の在宅の取扱いについて、70歳以上は無症状で入院しても、急変する方が多い印象。病床の空き状況によるが、入院がよいのではないか。家族が面倒を見ることができるなど、いくつかの付帯条件が付けば在宅療養という選択肢もあると思う。
- ・ 入院適応でない患者のうちハイリスクな者の考え方について、年齢だけに定量的な基準をおいても意味がない。基礎疾患など、他の条件にも基準を入れないと、どこかであいまいになる。医師が総合的に判断できるのであれば、年齢にも基準はいらぬのではないか。
- ・ 考え方として、①入院適応（医師の判断）、②ホテル療養（入院適応でない患者の中でハイリスク）、③自宅療養（①②以外）という考え方でよいのではないか。
- ・ 妊婦については、医療機関のバックアップが整っている方であれば、在宅療養も可能なのではないか。

※1 指定令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）

※2 11月22日付けの厚生労働省の事務連絡

11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）